

D分科会 テーマ① 計算書類の注記について

運営委員：白 鳥 仁
公 江 茂

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着してきました。

一方で、制定以来40年が経過し、私学を取り巻く経営環境の変化に伴い、学校法人の諸活動の多様化が進むなかで、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。今般、学校法人会計基準の大幅な改正が行われました。

分科会（テーマ①計算書類の注記について）ではこうした状況を踏まえ、これまでに発出された「文部科学省」通知、「日本公認会計士協会」研究報告・実務指針の公表などを取り上げて、改めて再確認し、参加会員校における会計処理の取扱いや計算書類の末尾に記載する注記事項等を見直しする機会になることを願い、「退職給与引当金の計上基準、有価証券の評価方法、デリバティブ取引等に係る会計方針の統一について」と今回の改正に伴う「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」の趣旨ならびに内容の概要説明をいたしました。

実務的には、「平成17年度計算書類における注記事項の集計結果（月報私学2006年12月号）」、「関連当事者との取引について（調査）」、「日経 私大財務分かりやすく」等を参考に、8号通知の別添「注記事項記載例」をテキストとして、委員校の事例を取り上げながら解説しました。なかには、「記載を要する取引の判断基準・金額的重要性」や「関連当事者の把握」などについて、学校法人の規模等の違いもありその対応が異なることが伺えました。

今回は、基準改正に合わせて「注記事項の追加等」が示され、その適用が27年度の計算書類から開始されることから、説明にあたっては、新たに追加される『活動区分ごとの調整勘定』、『第4号基本金相当資金の有無』、『有価証券の種類別時価情報』、『学校法人間取引』について時間を取りました。また、26年1月14日付け「学校法人会計基準の一部改正に対する実務指針」及び26年2月「改正に関する説明会への質問回答集」も日本公認会計士協会資料として、その取扱いもより明確になっていることを情報共有しました。

今回の研修も、昨年引き続き一方向からの解説に終始せず、会員校の様子が少しでも相互に情報交換できるように参加者からの質問時間や事例報告の場も設定した。経験年数や担当の違いはあっても、今後の経理事務に役立ち会計処理の理解の一助になれば幸いと思う。